

ずし男女平等参画プラン 2030

自分らしく生きることができるまちをめざして

令和5年3月

逗 子 市

〈目次〉

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨	3
2 プランの背景	4
3 プランの位置付け	5
4 プランの期間	6

第2章 めざす社会と基本目標

1 めざす社会と基本目標	9
2 施策の体系	10

第3章 計画の具体的な取組

基本目標Ⅰ 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり	13
1 男女平等、多様性尊重のための意識づくり	13
2 男女平等、多様性尊重に向けた教育の推進	14
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の促進	15
1 政策、方針決定の場への女性の参画促進	15
2 地域活動、社会活動における男女平等参画の促進	15
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	16
1 多様性に配慮したまちづくり	16
2 障がい者、生活困窮者への支援	17
3 子育てへの支援	17
4 生涯を通じた心身の健康づくり	17
基本目標Ⅳ 誰もが活躍できるまちづくり	18
1 雇用における男女平等の実現	18
2 女性が活躍する環境づくり	19
3 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発	19
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶	20
1 あらゆる暴力の根絶に向けた取組	20
2 DV 被害者の安全確保	21
3 相談体制の充実	21

第4章 男女平等参画及び多様性尊重の推進

1 プランの推進体制	25
2 プランの数値目標	26
3 苦情等への対応	27

資料

資料1 男女共同参画社会基本法	31
資料2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	35
資料3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	43
資料4 逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	52
資料5 ずし男女共同参画プラン推進会議名簿	54

第 1 章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの背景
- 3 プランの位置付け
- 4 プランの期間

1 プラン策定の趣旨

本市では、これまで男女平等参画社会の実現に向けて、「ずし女性プラン」を1996年(平成8年)に初めて策定して以降、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による役割分担意識とそれに基づく社会制度や慣行は根強く存在しており、特に政治経済分野の意思決定において女性の参画は少なく、また、共働きが増加する中でも、家庭での家事、育児、介護は、未だ女性に多く偏っています。世界経済フォーラム(World Economic Forum:WEF)が2022年(令和4年)に公表した、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本は146か国中116位と先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっており、より一層の取組が必要です。

また、女性に対する暴力は依然として存在しており、2012年(平成24年)に市内で発生したストーカーによる事件を忘れることなく、二度とこのような事件を生まないようDVなどあらゆる暴力の根絶に向け取り組んでいかなければなりません。さらに本市では、2020年度(令和2年度)から逗子市パートナーシップ宣誓制度を開始していますが、性的指向、性自認等を理由とする差別や偏見などの課題があり、その解消に向け取り組む必要があります。

こうした社会情勢の変化に対応し、男女平等参画及び多様性を尊重する社会をさらに推進するため、本市では2022年(令和4年)10月1日に「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定しました。この条例では、男女平等参画の基本理念や性別等による差別的取扱いの禁止、性的少数者の権利擁護などを定めています。本市ではこれまでの取組において男女共同参画という表記を使用していましたが、男女共同参画という表記には、どちらかの性が補助的に関わるということが容認されるという誤解を生むおそれがあることから、偏りをなくし、男女間における平等な参画を目指すため、男女平等参画という表記を用いることとしました。

この条例第9条に定める計画として、2022年度(令和4年度)で期間満了を迎える「ずし男女共同参画プラン2022」に代わり、2023年度(令和5年度)を始期とする「ずし男女平等参画プラン2030」を策定します。

すべての人が、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるよう男女平等参画及び多様性を尊重する社会の実現に向けて、取り組んでいきます。

2 プランの背景

世界では、国際連合が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで第1回世界女性会議である国際婦人年世界会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。1979年(昭和54年)には、国際連合の総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、国も1985年(昭和60年)にこの条約を批准しています。1995年(平成7年)には北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動要領」を採択し、2011年(平成23年)には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)が発足しました。

そして2015年(平成27年)国際連合サミットにおいて、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指すため、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓って、SDGs(持続可能な開発目標)が国際目標として掲げられました。17ある目標の中で「5 ジェンダー平等を実現しよう」が明記され、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行うことが目標となっています。

国は1977年(昭和52年)に「国内行動計画」を策定して以降、1987年(昭和62年)「西暦2000年(平成12年)に向けての新国内行動計画」策定、1996年(平成8年)「男女共同参画2000年プラン」策定、1999年(平成11年)「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後計画は5年毎に見直しが行われており、2020年(令和2年)には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、国際社会における取組と連動しながら様々な取組を進めています。

3 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として位置付けるとともに、「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」第9条第1項に定める計画でもあります。

また、基本目標Ⅳについては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、基本目標Ⅴについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けています。

【参考】

男女共同参画社会基本法(抜粋)

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例(抜粋)

(推進計画)

第9条 市は、男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抜粋)

(都道府県推進計画等)

第6条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

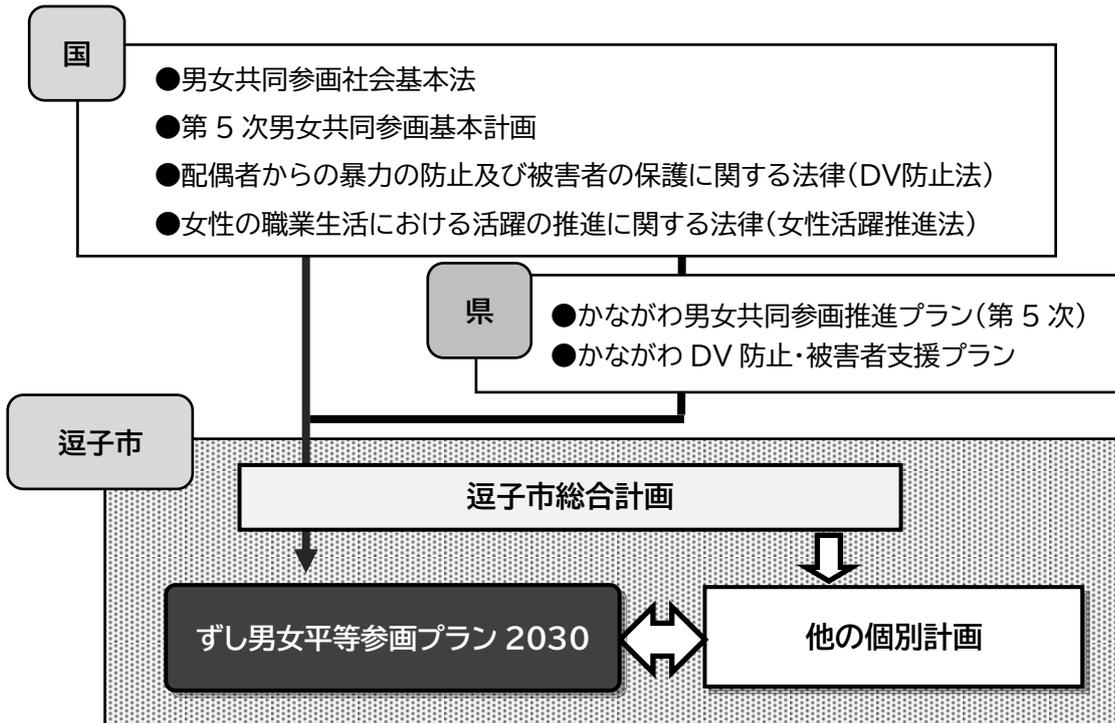
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)

(都道府県基本計画等)

第2条の3

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

◆ 国及び県の男女共同参画計画との関係



4 プランの期間

この計画の期間は、2023年度(令和5年度)から2030年度(令和12年度)までの8年間です。計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

また、「逗子市総合計画(基本構想)」(2015～2038年度)は、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるための本市の上位計画です。計画期間が24年間と長期にわたるため、次期の実施計画の策定に合わせて見直すこととします。



第2章 めざす社会と基本目標

- 1 めざす社会と基本目標
- 2 施策の体系

1 めざす社会と基本目標

本市が取り組む方向は、逗子市総合計画に掲げられた「誰もが尊重され、自由で平等なまち」の実現です。これを踏まえて本プランでは、家庭や地域、職場等において、一人ひとりがその個性及び能力を発揮し、多様性を認め合い、自らの意思により多様な生き方の選択が可能な社会の実現を目指します。

性別等、年齢、障がいの有無又は国籍など、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが孤立せず、自分らしく生きることができるよう本計画の目指す社会の実現に向け、5つの基本目標を掲げます。

《本プランのめざす社会》

男女が平等で 多様性を認め合い
一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会

《基本目標》

- I 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり
- II あらゆる分野への男女平等参画の促進
- III 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- IV 誰もが活躍できるまちづくり
- V あらゆる暴力の根絶

2 施策の体系

基本目標	施策の方向	主要な施策	
I 男女平等参画 及び多様性を 尊重する社会 の推進に向け た意識づくり	1 男女平等、多様性尊重の ための意識づくり	男女平等、多様性尊重の意識を高めるための啓発	
		行政刊行物等における適切な表現	
		市職員への研修	
		多様な性への理解	
	2 男女平等、多様性尊重に 向けた教育の推進	人権教育の推進	
		多様な性を尊重する意識を育てる教育の推進	
教職員への研修			
II あらゆる分野 への男女平等 参画の促進	1 政策、方針決定の場への 女性の参画促進	審議会等への女性の参加促進	
		女性管理職の登用	
	2 地域活動、社会活動にお ける男女平等参画の促進	自治会等の方針決定の場への女性の登用	
		家庭内における男女平等参画の促進	
III 誰もが安心し て暮らせるま ちづくり	1 多様性に配慮したまちづ くり	防災の分野における多様性の推進	
		多様性尊重の視点に立った災害時の対応	
		多様な性への理解	
	2 障がい者、生活困窮者へ の支援	女性の経済的自立への支援	
		地域生活支援拠点等の整備	
	3 子育てへの支援	父親と母親がともにする子育てのための啓発	
		子育て施設の父親の利用	
	4 生涯を通じた心身の健康 づくり	女性の健康寿命を延ばすための介護予防事業	
		生涯を通じた女性の健康支援	
		発達段階に応じた性教育の推進	
	IV 誰もが活躍で きるまちづくり	1 雇用における男女平等の 実現	雇用における男女平等の推進
			市職員の男女平等の推進
職場におけるあらゆる性差別解消の促進			
労働条件の改善に対する支援			
2 女性が活躍する環境づく り		就業、再就職への支援	
		女性の起業への支援	
3 ワーク・ライフ・バランス の普及、啓発		育児、介護、看護休業取得の促進	
		育児休業取得の推進	
		様々な地域活動における参加機会の充実	
V あらゆる暴力 の根絶	1 あらゆる暴力の根絶に向 けた取組	あらゆる暴力を防止するための啓発と情報提供	
		ハラスメント防止のための啓発	
	2 DV 被害者の安全確保	DV 被害者等の早期発見に向けた連携	
		DV 被害者等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	
		DV 被害者等の個人情報の保護	
	3 相談体制の充実	女性相談事業の充実	
		男性 DV 相談、性的少数者に関する相談	

第3章 計画の具体的な取組

- 1 基本目標Ⅰ 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり
- 2 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の促進
- 3 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 4 基本目標Ⅳ 誰もが活躍できるまちづくり
- 5 基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶

基本目標 I

男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり

男女平等参画及び多様性を尊重する社会を実現するためには、一人ひとりが、性別による役割分担意識にとらわれることなく、性別等、年齢、障がいの有無又は国籍などそれぞれの違いや共通点を認め合い、他者を尊重する意識を持つことが重要です。これまでは男女に分かれ、異性を好きになることが当たり前のように認識されてきましたが、そもそも性自認や性的指向は男女だけではなく様々なものや組み合わせなどがあり、とても複雑です。

男らしさ、女らしさというイメージのように、自分では気づかない無意識の思い込みは、とりわけ性別による役割分担意識に多く見られ、生活の中のあらゆる場面に存在しています。長い年月をかけて形成された無意識の思い込みをなくすことは容易ではありませんが、解消することはすべての人にとって暮らしやすい社会につながります。

国際化が進む中、人権を尊重する意識を持つためには、一人ひとりが国際情勢や文化的背景を学び、理解を深めることが重要です。一人ひとりの個性を大切にし、それぞれの違いを認め合い、固定観念にとらわれない意識づくりを目指し、啓発活動などの取組を行っていきます。

また、性別にとらわれない意識を自然と身に付けるためには、幼い頃からの教育や生活の在り方に大きく影響されるため、幼少期からの教育が重要です。周囲の考えや言動の影響により固定観念にとらわれることがないよう、子ども達が性別にとらわれず個性と能力を発揮するため、男女平等及び多様性を尊重する人権教育を行っていきます。

(1) 男女平等、多様性尊重のための意識づくり

	具体的施策	内容	担当課
1	男女平等、多様性尊重の意識を高めるための啓発	講座や研修などを開催し、あらゆる分野において男女平等や性自認、性的指向により差別されることのない多様性尊重の社会を目指し、意識を高めるための様々な人権啓発活動を行います。	市民協働課 社会教育課 関係各課
2	行政刊行物等における適切な表現	市から情報発信する刊行物、ホームページ、ちらし、パンフレット等において、男女平等参画の視点から適切な表現への配慮に努めます。	全課
3	市職員への研修	市職員に対して、男女平等、多様性を尊重する意識を高め、理解促進のための研修を行います。	職員課 市民協働課 障がい福祉課
4	多様な性への理解	男女という枠組みが前提の考え方(性別二元論)にとらわれないよう、多様な性への理解を深める取組を行います。	市民協働課

(2)男女平等、多様性尊重に向けた教育の推進

	具体的施策	内容	担当課
5	人権教育の推進	児童、生徒に性別にとらわれない男女平等や多様性尊重に向けた人権教育を推進します。また、幼少期から意識啓発を行います。	学校教育課 社会教育課
6	多様な性を尊重する意識を育てる教育の推進	多様な性を理解するための意識啓発を図るとともに、多様な性を尊重する意識を育てる教育に努めます。	学校教育課
7	教職員への研修	性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育のための研修を行い、教職員の男女平等及び多様性尊重意識の啓発に努めます。	学校教育課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への男女平等参画の促進

物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意見を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。あらゆる分野へ男女平等参画を進めることにより、新たな視点や発想、多様なニーズを反映した政策、方針をつくり出すことができます。

これまでも本市では、各分野において女性の参画を推進してきましたが、審議会等への女性登用率や市職員の女性管理職の比率等目標に達していない状況にあります。地域活動には多くの女性が参加している一方で、自治会、町内会などの会長職には男性が就くことが多く、女性は補助的役割に就く傾向があることも課題です。

女性の社会進出が以前より増え共働きが増加する中、家庭内においては、未だ家事、育児、介護などが女性に多く偏る傾向があります。夫婦やパートナー等が協力して家庭生活を支えるという意識を持ち、実践できるよう家庭内における男女平等を目指し推進を図ります。

(1)政策、方針決定の場への女性の参画促進

	具体的施策	内容	担当課
8	審議会等への女性の参加促進	市が設置する審議会等への女性委員登用を積極的に推進します。また、定期的に登用状況について調査します。	全課 市民協働課
9	市女性職員の管理職の登用	女性管理職の確保を念頭においた人材育成を行い、女性管理職の登用を推進します。	職員課

(2)地域活動、社会活動における男女平等参画の促進

	具体的施策	内容	担当課
10	自治会等の方針決定の場への女性の登用	住民自治協議会や自治会、町内会等の方針決定の場への女性の積極的登用を促進します。	市民協働課
11	家庭内における男女平等参画の促進	家庭内における家事、育児、介護などへの男女平等参画を推進します。	市民協働課
		家事、育児、介護、就労体験などの体験的な学習活動の中で、性別による役割分担意識にとらわれない学習を推進します。	学校教育課

基本目標Ⅲ

誰もが安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、性別や性的指向、性自認、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが孤立せず、自分らしく生きることができるまちにしなければなりません。性的指向、性自認に関することや障がい等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあるため、より細やかな支援が必要です。また、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

女性を取り巻く環境については、女性の社会参加が進んではいるものの、非正規雇用者は女性の割合が高く、女性は男性と比較して貧困等生活の困難に陥りやすい傾向にあるため、経済的自立への支援を行うとともに、育児等によって社会参加の機会が奪われることの無いよう、子育てにおいては父親が育児へ主体的に関わることを推進し、仕事が忙しい中でも両親が協力し合って育児ができるよう、環境の整備を行います。

また、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する正しい知識の普及に努め、若年者に対しては発達段階に応じた性教育を推進するなど、性差による特性に配慮しつつ、すべての人が生涯を通じて心身ともに健康でいられるように支援します。

(1) 多様性に配慮したまちづくり

	具体的施策	内容	担当課
12	防災の分野における多様性の推進	防災分野において、多様性の視点を取り入れます。	防災安全課
13	多様性尊重の視点に立った災害時の対応	避難所における多様な性や男女の違いに配慮した災害備蓄品や環境等の整備を行い、運用において配慮をします。	防災安全課
14	多様な性への理解	パートナーシップ宣誓制度の周知をし、制度の改善や利用拡大を図ります。	市民協働課
		アンケートや申請書等から不要な性別欄を削除したり、統計調査の質問項目から削除したりすることなどを検討します。	全課

(2)障がい者、生活困窮者への支援

	具体的施策	内容	担当課
15	女性の経済的自立への支援	非正規雇用者は女性の割合が高く、社会情勢などによる影響を受けて経済的に困窮することは男性より女性に多い傾向があるため、女性の経済的自立への支援を行います。	社会福祉課
16	地域生活支援拠点等の整備	障がい者等の重度化、高齢化や、「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を備えた場所(拠点)を整備します。障がい者等の介護を行う家族等の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて関係機関が協力し、その生活を地域全体で支える仕組みをつくり、今の地域に安心して住み続けることができるよう、将来に対する不安の解消に努めます。	障がい福祉課

(3)子育てへの支援

	具体的施策	内容	担当課
17	父親と母親がともにする子育てのための啓発	家族形態や就労状況によらず育児情報が得られやすいことを目指し、オンラインでの子育て情報の発信に努めます。	子育て支援課
		性別役割分担意識により母親に偏りがちな育児について、父親の育児時間の増加を促進します。	子育て支援課
18	子育て施設の父親の利用	父親が育児に関わる機会が増えるよう子育て施設の父親の利用向上を目指します。	子育て支援課

(4)生涯を通じた心身の健康づくり

	具体的施策	内容	担当課
19	女性の健康寿命を延ばすための介護予防事業	要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者(元気高齢者)の割合を増やすためには、高齢者全体の健康寿命の延伸が必要です。平均寿命が健康寿命であるとは限らず、日常生活に制限が生じる不健康な期間が男性より女性の方が長いことから、不健康な期間を短縮する取組として介護予防事業を行うにあたり、高齢女性の特性に十分配慮した取組を行います。	社会福祉課
20	生涯を通じた女性の健康支援	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する正しい知識の普及に努めるとともに、生涯を通じて適切な健康づくりができるよう、相談体制の整備等を行います。	子育て支援課
21	発達段階に応じた性教育の推進	性について正しい知識を持ち理解を深めるため、子どもの発達段階に応じた性教育の推進に努めます。	学校教育課 保育課

基本目標Ⅳ

誰もが活躍できるまちづくり

性別等にかかわらず誰もが能力を発揮できる社会を目指すことは、経済社会の持続可能な発展や社会全体の活性化という視点からも重要です。少子高齢化に伴い将来の労働力不足が懸念されており、女性をはじめあらゆる人が活躍できる社会の実現は、人手不足の解消や優秀な人材の確保につながります。性別等によって就職や昇進の機会が奪われることのないよう、市内の雇用の男女平等や市職員の男女平等を推進し、就職後も妊娠や出産、育児、介護等によって職場で不当な扱いを受けたり、離職せざるを得ない状況となったりすることを防ぐため、職場における性差別の解消の啓発や各種支援制度等の情報提供を行います。

また、出産や育児等を理由に仕事を離れたあと再就職を望んでいるにも関わらず、思うように復帰できない状況にある女性が多いことが分かっています。結婚や出産、育児、介護など様々な理由で退職した女性の再就職支援や、女性の起業支援を実施し、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方ができる環境づくりを行います。

誰もがワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事や家庭、地域活動で充実した生活を送れるよう、育児休業等の制度の普及や取得の促進、様々な地域活動の参加機会の提供等で支援していきます。

(1)雇用における男女平等の実現

	具体的施策	内容	担当課
22	雇用における男女平等の推進	性別等にかかわらず募集、採用がされるなど、雇用の分野における男女平等を推進します。	経済観光課
23	市職員の男女平等の推進	市職員の採用、昇進等は性別等にかかわらず能力によって行い、誰もが活躍できる職場づくりを推進します。	職員課
24	職場におけるあらゆる性差別解消の促進	職場における性差別の解消を進めるよう事業者への啓発を行います。	経済観光課
25	労働条件の改善に対する支援	事業者に対し、労働関連法令及び各種支援制度等を周知し、労働者の適切な処遇や労働条件の向上に向けた情報提供に努めます。	経済観光課

(2)女性が活躍する環境づくり

	具体的施策	内容	担当課
26	就業、再就職への支援	情報の収集や提供を行い、女性の就業、再就職に対し支援を行います。	経済観光課
27	女性の起業への支援	創業支援セミナーを開催し、女性の起業に対し支援を行います。	経済観光課

(3)ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

	具体的施策	内容	担当課
28	育児、介護、看護休業取得の促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、育児、介護、看護休業制度について普及を図ります。	市民協働課
29	育児休業取得の推進	市の男性職員の1ヶ月間を超える育児休業の取得を推進します。	職員課
30	様々な地域活動における参加機会の充実	誰もが等しくスポーツや地域活動、ボランティアに参加できるように、参加の機会を提供します。	市民協働課 文化スポーツ課

基本目標V

あらゆる暴力の根絶

DV等の暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。内閣府による「男女間における暴力に関する調査(令和2年度)」では女性の4人に1人は配偶者からの暴力を受けたことがあるという結果が出ており、女性への暴力防止と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していくうえで重要な課題です。あらゆる暴力の根絶のため、若年者向けデートDV予防講座やハラスメント防止のための研修等をはじめとした、暴力を容認しない社会環境の整備を推進し、被害者の早期発見及び包括的な支援を関係機関や関係課と連携を図りながら行います。特にDV被害者等の個人情報の管理については情報の管理を徹底し、被害者の安全を確保します。

また、配偶者等からの暴力は家庭内で行われるため周囲に気づかれにくく、被害者も暴力を受けていることを周りに知られたくないという思いから相談できずに潜在化しやすい特徴があります。相談者も女性だけでなく、男性や性的少数者など、それぞれのニーズに対応できる環境に整えなければなりません。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、相談に関わる職員の資質向上を図ります。

注)DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又は過去に親密な関係にあった者の間における暴力のことをいいます。恋人間でおこるデートDVもドメスティック・バイオレンスの一形態とされています。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力を含みます。

(1)あらゆる暴力の根絶に向けた取組

	具体的施策	内容	担当課
31	あらゆる暴力を根絶するための啓発と情報提供	DVなどの暴力の根絶に向けた啓発活動や情報提供を行います。また、当事者ばかりでなく地域や関係機関の適切な対応が行われるよう支援します。	市民協働課
32	ハラスメント防止のための啓発	ハラスメントを防止するため、情報提供や周知、啓発、研修を実施します。	市民協働課 職員課

(2)DV 被害者の安全確保

	具体的施策	内容	担当課
33	DV 被害者等の早期発見に向けた連携	配偶者、パートナーからの暴力(DV)や幼児、児童虐待の実態など、関係機関及び担当課との連携を図り、被害の早期発見に努めます。	市民協働課 子育て支援課
34	DV 被害者等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	DV 被害者等緊急に保護を必要とする女性等に対し、保護施設を確保し、一時的に宿泊施設等に保護するための支援をします。	市民協働課
35	DV 被害者等の個人情報の保護	住民基本台帳事務における支援措置(住民票の閲覧制限等)を行うときは、情報の管理を徹底し、被害者の安全を確保します。	関係各課

(3)相談体制の充実

	具体的施策	内容	担当課
36	女性相談事業の充実	女性相談窓口を周知し、各部署や関係機関と連携を図ります。また、女性相談員の資質の向上とともに、適切な対応に努めます。	市民協働課
37	男性 DV 相談、性的少数者に関する相談	男性の DV 相談や性的少数者に関する相談窓口等の情報の提供に努めます。	市民協働課

第4章 男女平等参画及び多様性尊重の推進

- 1 プランの推進体制
- 2 プランの数値目標
- 3 苦情等への対応

1 プランの推進体制

男女平等参画及び多様性を尊重する社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な計画の推進に取り組みます。

(1) ずし男女平等参画プラン推進会議

公募市民や団体からの推薦者、男女平等参画に広く見識を持つ有識者などをメンバーとした「ずし男女平等参画プラン推進会議」を開催し、計画の進行状況や、男女平等参画にかかわる事項の協議を行います。

(2) 逗子市男女平等参画連絡調整会議

各施策について、総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係各課から成る「逗子市男女平等参画連絡調整会議」を開催します。ずし男女平等参画プラン推進会議との意見交換や関係各課との連絡調整、情報の共有を行い、男女共同参画社会基本法第15条に規定する男女共同参画社会形成への「配慮義務」を中心的に担う機関と位置付けます。

(3) 関係機関との連携

様々な分野において、市民、事業者、団体、その他関係機関等と関わりがあることから、家庭、職場、地域など、それぞれの立場で男女平等参画及び多様性の尊重に対する理解を深め、連携、協働により取り組んでいきます。また、必要に応じて、国や県に要望、要請を行い、連携を図ります。

(4) 進行管理

毎年度の実施状況について担当課が自己評価を行った上で、ずし男女平等参画プラン推進会議から意見を聴取します。これらをまとめた報告書を作成し、ホームページ等において公表します。

2 プランの数値目標

基本目標Ⅰ

	項目	現状値(現状値調査年度)	目標(2030年度)
1	市民意識調査の結果において「平等」と感じる市民の割合が50%を超えている。*1	15.8% (2021年度)	50% (2029年度)
2	市民意識調査の結果において「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が20%以下になっている。*2	26.70% (2020年度)	20%

基本目標Ⅱ

	項目	現状値	目標(2030年度)
3	審議会等へ参加する女性の割合が40%を超えている。	28.70% (2020年度)	40%
4	自治会、地域団体等の女性役員、リーダーの割合が40%を超えている。	22.08% (2020年度)	40%
5	管理職の女性の割合が30%を超えている。	14.50% (2020年度)	30%

基本目標Ⅲ

	項目	現状値	目標(2030年度)
6	市民意識調査の結果において「父母ともに主に子育てを行っている」と回答する人の割合が100%になっている。*3	57.0% (2019年度)	100%
7	子育て支援センターにおける「お父さんの日」の来場者数を、年間150人以上にする。	未把握	150人
8	子育て支援センターに来場する保護者のうち、30%以上が父親になっている。	未把握	30%
9	市民意識調査の結果において「LGBTQ等の性的少数者について、言葉と意味を両方知っている」と回答する人の割合が80%を超えている。*4	62.40% (2020年度)	80%

基本目標Ⅳ

	項目	現状値	目標(2030年度)
10	市男性職員の1ヶ月間を超える育児休業取得率が30%を超えている。	18.2% (2020年度)	30%
11	創業支援セミナー参加者のうち、女性の割合が50%を超えている。	50.96% (2021年度)	50%

基本目標Ⅴ

	項目	現状値	目標(2030年度)
12	DVを受ける人を減らす。	7.1% (2020年度)	7.1%未満

- *1 「返子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。(毎年度実施予定)
- *2 「男女平等参画社会に関する市民意識・実態調査」の結果に基づく。(次回は令和 7 年度実施予定であり、以後 5 年ごとに調査予定)
- *3 「返子市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査(未就学児調査)」の結果に基づく。(次回は令和 5 年度に実施予定であり、以降5年ごとに調査予定)
- *4 「男女平等参画社会に関する市民意識・実態調査」の結果に基づく。(次回は令和 7 年度実施予定であり、以後 5 年ごとに調査予定)

3 苦情等への対応

市は、性別等による差別的取扱いやその他の男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進を阻害する人権侵害について、苦情や相談があったときは、関係機関と連携し、解決に努めます。苦情や相談などの事案を処理するための第三者機関については、引き続き設置に向けた検討を行っていきます。

資料

資料 1 男女共同参画社会基本法

資料 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

資料 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

資料 4 逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例

資料 5 ずし男女共同参画プラン推進会議名簿

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

第二章 (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活に

おける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する

状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施す

るよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者
- 第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。
- 第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。

できる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面

会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての
時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助
若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、
申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法
（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発する
ことができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情
があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者
暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状
況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当
該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は
申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出
を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ない
で決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言
渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄
する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若
しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げ
る事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書
に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援セン
ターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が
最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎
明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、
保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分
を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項
から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じな
ければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項ま
での規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効
力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及び
その内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準
用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に

限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一

項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

逗子市条例第10号

逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例

私たちの国では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国際連合が定める「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定するなど、国際社会における取組と協調しつつ、男女平等参画社会の実現に向けた様々な取組が進められています。

逗子市においても、1996年（平成8年）に「ずし女性プラン」を策定して以降、計画の名称変更や改定を行いながら、男女平等参画社会の実現に向けた取組を計画的に進めています。

しかしながら、性別による役割分担意識とそれに基づく社会制度や慣行は根強く存在しており、特に政治経済分野の意思決定において女性の参画は少なく、また、家庭での家事、育児、介護は、未だ女性に多く偏っています。加えて、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、国際化や人々の価値観の多様化が進む中、男女平等参画及び多様性を尊重する社会の実現の重要性は増しています。

このような状況を踏まえ、これから私たちの住む逗子市が、住みやすいまち、豊かで活力に満ちたまちとして発展していくため、全ての人が、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を目指します。その実現のため、逗子市を構成する市、市民、事業者及び教育関係者が、それぞれの責務を果たし、協働して、性別等、年齢、障がいの有無又は国籍など、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが孤立せず、自分らしく生きることができるよう、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにすることにより、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に平等に参画でき、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 多様性を尊重する社会 性別等、年齢、障がいの有無、国籍及び文化的な背景の違いにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、それぞれの違い及び共通点を認め合う調和のある社会をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他団体をいう。
- (6) 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認等をいう。
- (7) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心が、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、どのような性を対象とするかの指向をいう。
- (8) 性自認 自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。
- (10) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (11) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。
- (12) ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進は、次に掲げる理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 全ての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、あらゆる暴力及び差別的な扱いを受けることがないこと。

- (2) 全ての人、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人に、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人、性別に関係なくワーク・ライフ・バランスを実現できること。
- (5) 全ての人、妊娠、出産等の性と生殖に関して、個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進は、国内及び国際社会の取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号の基本理念に基づき、男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、あらゆる分野の活動において、男女平等参画及び多様性を尊重する社会について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等参画及び多様性を尊重する社会についての理解を深め、事業活動及び運営を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、就労者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

2 事業者は、就労者がワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女平等参画及び多様性を尊重する社会についての理解を深め、その推進に果たす教育の重要性を認識し、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めなければならない。

(禁止事項等)

第8条 何人も、性別等による差別的な取扱いその他性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及び性的な言動等、性的指向、性自認、婚姻、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、情報の発信に当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は性別による役割分担を助長し、若しくは連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(推進計画)

第9条 市は、男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(苦情等への対応)

第10条 市は、性別等による差別的取扱いその他の男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進を阻害する人権侵害について苦情又は相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

ずし男女共同参画プラン推進会議名簿

期間：2021年(令和3年)7月1日～2023年(令和5年)6月30日

No.	氏名	所属団体等	備考
1	飯田 亮瑠	ダイバーノン	アドバイザー
2	井田 瑞江	関東学院大学社会学部准教授	アドバイザー
3	岡本 正士	自治労逗子市職員労働組合	
4	川名 裕	逗子市小中学校長会	
5	経塚 由紀子	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
6	小林 美和子	神奈川県立かながわ男女共同参画センター	
7	菅牟田 健一	公募市民	
8	棚沢 直子	女性の井戸端会議	
9	長谷川 静	公募市民	
10	服部 智子	逗子市商工会	
11	宮原 千恵	公募市民	
12	室井 啓子	特定非営利活動法人オーバル	
13	山本 文夫	公募市民	

(五十音順・敬称略)

※ メンバーの男女比構成：男性 38.5%・女性 61.5%

令和5年3月発行 発行：逗子市 編集：市民協働部市民協働課

〒249 - 8686 逗子市逗子5 - 2 - 16 電話：046 - 873 - 1111(代)

E-Mail：siminkyoudou@city.zushi.lg.jp